

別表（第2条・第3条関係）

障害者施設等への感染防止対策支援事業
障害福祉サービス施設・事業所等

補助事業者			基準額
分類	No	サービス名	(補助上限額)
通所系	1	療養介護	100千円／事業所
	2	生活介護	100千円／事業所
	3	自立訓練（機能訓練）	100千円／事業所
	4	自立訓練（生活訓練）	100千円／事業所
	5	就労移行支援	100千円／事業所
	6	就労継続支援A型	100千円／事業所
	7	就労継続支援B型	100千円／事業所
	8	就労定着支援	100千円／事業所
	9	自立生活援助	100千円／事業所
	10	児童発達支援	100千円／事業所
	11	医療型児童発達支援	100千円／事業所
	12	放課後等デイサービス	100千円／事業所
短期入所	13	短期入所	100千円／事業所
入所・居住系	14	施設入所支援	300千円／事業所
	15	共同生活援助	200千円／事業所
	16	福祉型障害児入所施設	300千円／事業所
	17	医療型障害児入所施設	300千円／事業所
訪問系	18	居宅介護	100千円／事業所
	19	重度訪問介護	100千円／事業所
	20	同行援護	100千円／事業所
	21	行動援護	100千円／事業所
	22	居宅訪問型児童発達支援	100千円／事業所
	23	保育所等訪問支援	100千円／事業所
相談系	24	計画相談支援	100千円／事業所
	25	地域移行支援	100千円／事業所
	26	地域定着支援	100千円／事業所
	27	障害児相談支援	100千円／事業所
補助対象経費			・令和4年1月1日から令和5年1月31日までに購入した、以下の衛生用品等の購入費用 （マスク、手指消毒用エタノール、ガウン、キャップ、手袋等衛生・防護用品、パーテーション、パルスオキシメーター、検査キット等）
助成額の算定			・施設・事業所ごとに、基準単価まで助成することができる。 ・施設・事業所ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- ※1 対象施設・事業所については、令和4年1月1日から令和5年1月31日までの間に指定を受けている施設・事業所とし、休業中のものを含む。ただし、補助対象期間に利用者がいなかった施設・事業所を除く。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。
- ※3 他の補助金（県、市町村が実施）へ対象経費として計上し、補助金の交付を受けた費用については、本事業の対象としない。